

第50回衆議院議員総選挙

第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **令和6年10月27日(日)**

▼選挙の日程

- ・公示日（衆議院議員総選挙） 令和6年10月15日（火）
- ・期日前投票期間
令和6年10月16日から10月26日まで 午前8時30分から午後8時00分まで
市内3か所の期日前投票所（裏面参照）
- ・投票日 令和6年10月27日（日） 午前7時00分から午後6時00分まで
市内33か所の投票所（裏面参照）
- ・開票日 令和6年10月27日（日） 午後8時00分から
かすみがうら市立下稲吉中学校体育館（下稲吉2273-2）。

▼投票の案内

- 【衆議院議員総選挙】
- ・小選挙区選出議員選挙は、候補者一人の氏名を記入して投票してください。
 - ・比例代表選出議員選挙は、政党名を記入して投票してください。
- 【最高裁判所裁判官国民審査】
- やめさせたほうがよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×印を、やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も記入せずに投票してください。



▼投票できる方

- ・満年齢18歳以上の日本国民で、かすみがうら市の選挙人名簿に登録されている人
- ・転入者については、平成18年10月28日までに生まれた人で、令和6年7月14日までにかすみがうら市に転入届をし、引き続きかすみがうら市に住んでいる人

▼選挙公報

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載したものです。公示日以降に、選挙管理委員会のホームページに掲載します。また、期日前投票所や市内公共施設へ設置するほか、新聞折り込みによりお届けします。

▼投票所入場券

- ・投票所入場券は、市内全域に届くまで、郵便事情により数日かかることがあります。投票所入場券は世帯ごとに郵送しますので、氏名、住所、投票所を確認の上、投票所へお越しになる際に、自身の分を切り離してお持ちください。
- ・入場券を紛失した場合や、お手元がない場合は、本人確認を行うことで、投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

▼期日前投票

- ・選挙当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があり、投票に行けないと見込まれる方は、期日前投票所において期日前投票ができます。
- ・期日前投票を行う場合は、「期日前投票宣誓書」にご記入いただきます。「期日前投票宣誓書」は投票所入場券の裏面にございます。事前に必要事項を記入し、期日前投票所に持参してください。
- ・期日前投票所の混雑緩和のため、「期日前投票宣誓書」の事前記入にご協力をお願いします。
- ・入場券のない方は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書」をご利用ください。
- ・投票日翌日（10月28日）までに18歳になる方で、期日前投票を行おうとする時点で17歳の方は、その時点で期日前投票ができません。その代わりに、期日前投票期間中に千代田庁舎で不在者投票を行ってください。

▼不在者投票

長期出張中の方や、都道府県選挙管理委員会が指定する病院に入院または老人ホーム等に入所している方は、不在者投票ができます。投票の方法等については、最寄りの選挙管理委員会または入院している病院等にお問い合わせください。（投票用紙の請求は、お早めをお願いします。）

▼郵便等投票

身体に重度の障害がある方で、一定の要件に該当し、「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。投票用紙等は、市選挙管理委員会にある請求書で、選挙期日の4日前（令和6年10月23日）までに請求してください。

▼問合せ先

かすみがうら市選挙管理委員会
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461
電話：0299-59-2111、029-897-1111（内線 1521 ～ 1523）

こちらのQRコードを読み取ると最新の選挙情報が確認できます。▶



裏面に投票所の案内が記入されています。